

株 主 各 位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号
株式会社 名村造船所
代表取締役社長 名 村 建 介

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月25日(月)営業時間終了時(午後5時30分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室
3. 目的事項
報告事項 第113期 (自 平成23年4月1日) 事業報告、計算書類、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額および内容改定の件

以 上

- ~~~~~
- お願い ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

事業報告

(自 平成23年4月1日)
至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

【当連結会計年度の経営環境と業績】

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災関連の復興需要は限定的なものにとどまり、欧州の信用不安問題に端を発した世界経済の減速や定着した超円高の影響などから、企業活動は総じて足踏み状態から脱却することができず、依然として先行きの不透明性・不確実性が薄らぐことのないままに推移いたしました。

造船業界におきましては、2011年暦年の世界の新造船竣工量は101,501千総トン（前年同期比5.3%増）と過去最高を記録する一方で、新造船受注量は53,343千総トン（前年同期比35.3%減）にとどまったため、2011年12月末における世界の新造船手持工事は216,967千総トン（前年同期比16.9%減）とほぼ2年分に減少いたしました。国別シェアは、竣工量では中国が38.9%で前年に引き続き首位に立ち、韓国が35.1%で2位、わが国は19.1%で3位となりました。また、受注量では韓国および中国がそれぞれ47.2%の首位、29.0%の2位となり、わが国は14.5%の3位となりました。その結果、手持工事業では中国が38.7%で首位、韓国が35.0%で2位、わが国は15.8%となっております。

当企業集団の中核事業である新造船事業は、2012年3月末で3年弱の手持工事を確保しておりますが、新造船の需給ギャップの拡大が続いており、受注環境の厳しさはなお相当期間に亘り続くものと想定されることから、受注から竣工までのリードタイム短縮を図ることにより、市況やニーズの変化に適時的確な対応を可能とする体制の構築を目指しております。また、価格、品質、性能、サービス、省燃費性能を含む環境対策の改善を核とする総合的な顧客満足度の向上による競争力強化を図っておりますが、その一環として、株式会社商船三井殿との共同検討により、同社の次世代船シリーズコンセプトである「ISHIN-III」の実現に向けた主機の「排熱エネルギー回収システム」を当社主力船型である250千重量トン型鉱石運搬船（WOZMAX）に搭載することとし、従来の同船型と比較して航海中の燃料消費量の約6%削減が見込まれ、CO₂排出量削減にも寄与いたします。さらに、これまで高い評価を頂いておりました函館どつく株式会社の主力船型である32千重量トン型撒積運搬船をベースに、サイズアップと省燃費性能を大幅に向上させた34千重量トン型撒積運搬船を共同開発し、当社および函館どつく株式会社の何れもが建造することを視野にいれて、昨年末に市場へ投入いたしました。

機械事業を担っておりますオリイメック株式会社は、事業環境の変化に対応すべく進めてきた国内生産拠点の合理化と海外生産拠点の強化による海外市場の拡大を目指した事業構造改革の効果により、収益体質は大幅に改善されました。

修繕船事業、鉄構陸機事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、合理化や事業構造改革を進めております。

当連結会計年度の業績は、発注者殿とのご協議による既契約船の納期繰延と操業調整によって新造船受注残存期間の延伸を行い、当連結会計年度の売上計上対象船の工事進捗率を期初計画よりも抑えたことと円高の影響により、売上高は122,633百万円（前年同期比9.9%減）となりました。損益面では、リードタイムの短縮と操業調整により抑制的な受注方針に転じたことから、新規受注に伴う工事損失引当金が期初計画対比で減少するとともに、函館どつく株式会社、オリメック株式会社などグループを挙げた構造改革・合理化努力が相応の成果を見せたことから、営業利益は11,677百万円（前年同期比76.7%増）、経常利益は11,049百万円（前年同期比82.9%増）となりました。株価の低迷により特別損失として1,249百万円の投資有価証券評価損を計上しましたが、税金等調整前当期純利益は9,949百万円（前年同期比83.8%増）、当期純利益は5,640百万円（前年同期比148.2%増）となりました。

【事業別の営業の状況】

《新造船事業》

当連結会計年度におきましては、250千重量トン型鉦石運搬船（WOZMAX）3隻、225千重量トン型鉦石運搬船2隻、174千重量トン型撒積運搬船2隻、92千重量トン型撒積運搬船2隻、115千重量トン型石油製品運搬船1隻の計10隻、函館どつく株式会社建造船として33千重量トン型撒積運搬船2隻、32千重量トン型撒積運搬船5隻、79百重量トン型セメント運搬船1隻の計8隻、合計18隻を完工し、売上高は101,882百万円（前年同期比10.2%減）となりました。損益面につきましては、セメント船関連の損失はすべて前連結会計年度末までに処理を終えていること、新規受注を手控えたことやコスト削減活動が着実に成果を見せはじめたことで工事損失引当金が減少したことなどにより、14,476百万円の営業利益（前年同期比57.0%増）となりました。

受注面につきましては、当社建造船として新開発の34千重量トン型撒積運搬船を1隻、函館どつく株式会社建造船として32千重量トン型撒積運搬船1隻と小型内航船7隻を受注し、当連結会計年度末受注残高は合計55隻334,134百万円（前年同期比24.5%減）と3年弱の手持工事を確保しております。

当連結会計年度におきましては売上計上の米ドル額は708百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり85円98銭であります。また、当連結会計年度売上対象の米ドルのうち為替予約未済の額につきましては、売上計上に際して当期末日レートである82円19銭を使用しております。

《修繕船事業》

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社は、艦艇および一般商船の修繕工事に加えて東日本大震災関連の官公庁船などの修繕工事にも対応し、当連結会計年度の売上高は7,416百万円（前年同期比24.9%増）となりましたが、損益面につきましては、受注競争の激化により321百万円の営業損失（前年同期250百万円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は311百万円（前年同期比86.7%減）であります。

《機械事業》

機械事業を担うオリイメック株式会社におきましては、縮小する国内市場環境に合わせた国内事業の合理化と海外事業の拡大に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は、東日本大震災やタイの洪水被害の影響があったものの、主要顧客である自動車関連業界で設備投資が若干回復したこともあり、6,341百万円（前年同期比3.6%増）となりました。損益面につきましては、事業構造改革の効果や大型コイル加工ラインシステムの原価低減などにより、29百万円の営業損失（前年同期787百万円の営業損失）と大幅に改善しております。

なお、当連結会計年度末受注残高は2,548百万円（前年同期比38.0%増）と顕著な需要回復を見せておりますが、中国をはじめとする新興国経済の伸び悩みなど、懸念材料も出ております。

《鉄構陸機事業》

中日本高速道路株式会社ご発注の東黒田高架橋他1橋（鋼上部）工事（2,002トン）、佐賀県ご発注の原田跨線橋（583トン）などの工事を予定通り完工しましたが、東日本大震災関連以外の公共事業費縮減が続き短納期物件の受注が計画を大きく下回ったために当連結会計年度の売上高は3,012百万円（前年同期比55.4%減）となり、工事量の減少や一部大型工事の採算悪化もあって営業損失は469百万円（前年同期194百万円の営業利益）、当連結会計年度末受注残高も2,583百万円（前年同期比42.7%減）にとどまりました。

《その他事業》

ソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事などの各事業におきましては、当連結会計年度の売上高は3,982百万円（前年同期比6.7%増）、営業利益は231百万円（前年同期比31.1%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、1,824百万円（前年同期比35.5%増）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)
新造船	113,494	101,882	△10.2	9,220	14,476	57.0
修繕船	5,940	7,416	24.9	△250	△321	—
機械	6,119	6,341	3.6	△787	△29	—
鉄構陸機	6,747	3,012	△55.4	194	△469	—
その他 (消去又は全社)	3,734	3,982	6.7	335 (△2,102)	231 (△2,211)	△31.1 —
合計	136,034	122,633	△9.9	6,610	11,677	76.7

(2) 企業集団の資機材調達および外注

新造船事業を取り巻く厳しい環境は今後も相当期間に亘って続くものとの認識に立ち、造船用鋼材をはじめとする舶用資機材調達コストの削減活動を組織横断的に展開しております。また、円高基調が続く環境下におきまして舶用資機材の海外調達を拡大することは急務であり、さらなる強化を図るとともに、顧客や長年の舶用資機材取引先の理解を深め、適正品質と適切な価格による調達を推進するよう努めております。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発ならびに資金調達の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資の総額は、2,413百万円であります。主なものといたしましては、当社伊万里事業所におきまして新塗装基準（PSPC）に対応するための新塗装工場の建設や、さらなる生産効率の向上を期した350トンブロック搬送台車のリプレイスを行いました。この結果、新しい品質基準や顧客ニーズにも対応可能となり、効率的な設備環境を整えたこととなります。

研究開発費の総額は633百万円であり、排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間の中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として変化に対する当企業集団の適応力の強化に努めておりますが、当企業集団を取り巻く事業環境の変化は早くかつ厳しさを増しております。当企業集団といたしましてはこうした現実を直視し、新造船の手持工事において利益の極大化に邁進するとともに、リードタイムの短縮と顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を進めることで景気変動への抵抗力を強化し、熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、変化に適応した見直しや合理化に徹し、収益力の改善に努めてまいります。

さらには、事業提携や海外進出などによる経営基盤の強化も重要な選択肢であると捉えております。

当社は、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値、株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

《新造船事業》

海上荷動量の増加以上のペースで新造船竣工が続いている海運市場においては、市況の低迷により海運各社の経営基盤は悪化し、国内船主には円高のほかには三光汽船株式会社の事業再生ADR申請の影響も加わっており、新規の発注意欲が回復するまでには至っておりません。そのため、需給不均衡の拡大と長期化が懸念され、新造船市場におきまして中国・韓国など過剰設備を有する造船所との国際的生存競争がますます熾烈になり、大幅に下落した船価の早期改善は期待できない状況にあります。

当企業集団といたしましては、価格、品質、性能、サービスのみならず、高騰する燃料費に対処するための省エネルギー対策や環境規制対策に注力し、総合的な顧客満足度を高めることで中国・韓国との差別化を図り競争力を強化し、受注活動を積極的に展開してまいります。そのためにも、顧客である海運各社との連携を密にし、新商品の開発やメーカーの基礎となる技術・技能の向上とコスト競争力の強化に一層努めてまいります。

同時に、生産計画、生産管理、生産技術、品質管理、技能伝承のあるべき姿を追求し、改善活動や意識改革を継続して推進するとともに、船用資機材の海外調達を拡大し、為替や原材料価格などの変動に耐えられる事業体質・収益体質への改革を進めてまいります。

また、受注活動に柔軟性を持たせるために、リードタイムのさらなる短縮を図るとともに、操業計画も市場環境に応じて適宜見直してまいります。

《修繕船事業》

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社は、長年の歴史に裏打ちされた技術力と、立地的な優位性を最大限に活用することで、海上自衛隊、海上保安庁などの官庁船、一般商船、漁船、作業船あるいはサハリンプロジェクト関連船舶など多種多様な修繕工事に積極的に対応してまいります。また、大型船対応修繕設備を最大限に活用し、技術力とコスト競争力のさらなる強化で主要顧客のニーズに応え、安定的な収益体質の構築を目指してまいります。

《機械事業》

機械事業を担うオリメック株式会社の主要顧客である自動車および電機関連企業は、国内市場規模の縮小、円高による国際競争力の低下を背景に海外生産シフトを加速させており、国内製造業の空洞化が顕著になっております。

また、海外におきまして、中国、台湾などの同業他社の廉価な製品が台頭するなど、機械事業を取り巻く環境は激しく変化しております。

このような環境のもと、国内事業におきまして、スリム化した事業体制による収益の確保を図っております。また、海外事業におきまして、平成23年8月に工場を増設した中国生産子会社の生産体制の強化および海外販売子会社の営業体制の強化に加え、新たな生産拠点や営業拠点の検討など積極的な海外展開に取り組み、海外市場でのシェアの拡大に傾注してまいります。

《鉄構陸機事業》

公共事業費削減がより一層進行するなか、鋼製橋梁業界を取り巻く環境は依然として厳しく不透明であり、こうした傾向は今後も続くものと思われます。このような事業環境のもと、マーケット規模に応じた事業体制の再構築と原価管理の強化を図り、収益改善に努めますとともに、顧客ニーズを把握した総合評価落札方式への対応力を強化することで受注力の向上を図ってまいります。また、陸機部門におきまして東日本大震災関連の復興工事が一部開始されており、今後は情報収集に注力し受注の拡大を目指してまいります。

《その他事業》

当企業集団価値の向上を図るためにグループの事業ポートフォリオの見直しを行い、各事業を担う関係会社の自立を促すとともに当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業利益の拡大強化を図ってまいります。また、新規事業への進出も積極的に検討してまいります。

《資材調達部門》

当社建造船におきまして大型船が多く、コストに占める鋼材の割合が大きいため、コスト競争力を高めるため、国内製に比べ安価な海外製の造船用鋼材も採用せざるを得ず、昨年より顧客の了解を得ながら、一部海外製に切り替えることに踏み切りました。今後につきましては、安定的な調達を第一義としながらも、為替あるいは需給環境により変化して行くと考えられる価格動向を見極め、海外製鋼材比率の増減を検討してまいります。

また、鋼材以外の舶用資機材につきましても品質や価格等を総合的に勘案しながら、メーカーと製品の調査を実施しつつ海外製品の採用を進めてまいります。

一方、競争力のある国内の各舶用資機材取引先との長年に亘る信頼関係は当社の財産であり一層強固なものとし、ユーザーとサプライヤーが意思の疎通を図りながらVA・VE活動の推進やメーカー標準品の採用拡大など、取引先各社との共存共栄を旨としつつ、さらなる原価の圧縮に注力してまいります。

《設備投資および研究開発部門》

設備投資につきましては、既存設備の予防保全や老朽設備のリプレースを計画的に実施し、安定的かつ効率的な操業の確保に努めるとともに、生産設備の近代化・合理化投資も継続してまいります。

研究開発につきましては、環境問題に積極的に取り組み、特に新造船事業におきましては船社各位における船舶の実運用状況も踏まえながら、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に取り組み、技術開発体制の再編と強化を図ります。

《管理間接部門》

熾烈さを増す日本・中国・韓国の造船所との国際的な生存競争に勝ち残るべく、当企業集団全般における効率化と事業コストの削減は急務であり、ムリ、ムラ、ムダの排除に徹し、全社横断的な経費削減活動に取り組んでまいります。

重要な経営資源である人材につきましては、今後の変化や事業展開を視野に入れ、当企業集団の組織力強化と人材育成に努めるとともに、積極的に外部導入を図ってまいります。

財務面では、会計基準を厳格に適用し保守的かつ透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、目まぐるしく変化する業界環境のもとで事業の持続的成長と発展のために必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに直接金融・間接金融のバランスにも配慮しながら資金調達の多様化を図ってまいります。

環境の変化に伴い多様化する業務全般に亘るリスクへの管理力の向上とIT活用などを通じた効率化に努めてまいります。あわせて、年2回の決算説明会をはじめ、積極的なIR活動による適時的確な情報開示にさらに努めてまいります。

ISO9001、ISO14001につきましても、継続的改善を目指し、適正な品質管理による顧客満足度の向上とコストダウン、環境方針の遵守による地域周辺環境への配慮と無駄を排した資源の有効利用に取り組んでおります。

企業の発展と企業価値の向上には、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより、株主、取引先および社会の皆様からの信頼を得ることが重要であることを確信し、今後とも経営管理の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	139,141	37,973	35,317	28,721
売 上 高 (百万円)	122,144	131,604	136,034	122,633
経 常 利 益 (百万円)	5,731	8,359	6,041	11,049
当期純利益 (百万円)	2,977	6,281	2,273	5,640
1株当たり当期純利益	61円72銭	130円23銭	47円10銭	116円86銭
総 資 産 (百万円)	219,713	211,450	195,730	162,304

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 平成21年度から請負工事に係る収益の計上基準を工事完成基準から工事進行基準に変更しております。
3. 受注高は工事完成基準で記載しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	109,660	21,700	16,995	5,577
売 上 高 (百万円)	98,673	111,468	115,788	104,521
経 常 利 益 (百万円)	4,926	7,800	8,220	8,804
当期純利益 (百万円)	2,752	6,708	4,605	4,311
1株当たり当期純利益	57円02銭	139円00銭	95円38銭	89円26銭
総 資 産 (百万円)	194,999	186,438	175,483	141,345

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 平成21年度から請負工事に係る収益の計上基準を工事完成基準から工事進行基準に変更しております。
3. 受注高は工事完成基準で記載しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
函館どつく株式会社	1,746,000	88.7	船舶製造業
オリメック株式会社	1,491,250	100.0	機械製造業
名和産業株式会社	80,000	100.0	卸売業
玄海テック株式会社	50,000	100.0	工事請負業
名村情報システム株式会社	50,000	100.0	ソフトウェア開発

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売
- ④ 鉄構陸機事業 鉄鋼構造物の製造販売
- ⑤ その他
ごみ焼却装置、一般・産業廃棄物処理装置の製造販売
機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、
東京事務所（東京都千代田区）
- ② 函館どつく株式会社 本社（北海道函館市）、東京本社（東京都中央区）、
函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）
- ③ オリイメック株式会社 本社（神奈川県伊勢原市）、川口事業所（埼玉県川口市）
- ④ 名和産業株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、大阪支店（大阪市住之江区）、
福岡支店（福岡市中央区）
- ⑤ 玄海テック株式会社 本社（佐賀県伊万里市）
- ⑥ 名村情報システム株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、東京事業所（東京都千代田区）、
福岡事業所（福岡市中央区）

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
新造船	1,319	7減
修繕船	177	17増
機械	400	12減
鉄構陸機	90	45減
その他	364	2増
合計	2,350	45減

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
1,074	14減	39.0	15.7

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	5,037
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,154
株式会社商工組合中央金庫	2,574
株式会社佐賀銀行	1,039
株式会社あおぞら銀行	765

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,295,288株(自己株式91,129株を除く)
- (3) 株主数 7,730名
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日本製鐵株式会社	3,496	7.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,131	4.4
株式会社商船三井	2,066	4.3
日本郵船株式会社	1,859	3.8
株式会社メタルワ	1,820	3.8
大和工業株式会社	1,626	3.4
エア・ウォーター株式会社	1,619	3.4
三菱重工業株式会社	1,413	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,350	2.8
日本生命保険相互会社	1,050	2.2

3. 当社の新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成24年3月31日現在）

	取締役（社外取締役を除く）	監査役（社外監査役を除く）
第1回新株予約権	6名 655個	2名 50個
第2回新株予約権	7名 695個	2名 50個
第3回新株予約権	7名 700個	2名 50個
第4回新株予約権	7名 700個	2名 50個

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	平成20年12月19日	平成21年1月21日	705個	普通株式 70,500株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	平成21年1月22日から 平成51年1月21日まで
第2回新株予約権	平成21年12月18日	平成22年1月21日	745個	普通株式 74,500株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	平成22年1月22日から 平成52年1月21日まで
第3回新株予約権	平成22年12月17日	平成23年1月21日	750個	普通株式 75,000株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	平成23年1月22日から 平成53年1月21日まで
第4回新株予約権	平成23年12月16日	平成24年1月23日	750個	普通株式 75,000株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	平成24年1月24日から 平成54年1月23日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	オリイメック株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長
代表取締役副会長	北 村 猪 之 進	会長補佐、函館どつく株式会社 社外監査役
代表取締役社長	名 村 建 介	オリイメック株式会社 取締役、 函館どつく株式会社 社外監査役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本 部・鉄構事業部統轄 兼 伊万里事業所長、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	井 関 延 行	専務執行役員 社長補佐 兼 本社長
取 締 役	池 田 幹 範	専務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長 兼 営業本部長 兼 東京事務所長、 ユニタイ シップヤード アンド エンジニアリ ング社 取締役
取 締 役	土 井 敏 次	常務執行役員 経営業務本部長、 名和産業株式会社 代表取締役会長、 オリイメック株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 西 壮 二 郎	
常 勤 監 査 役	川 口 眞 宏	
監 査 役	福 島 善 三 郎	
監 査 役	岡 崎 和 美	

- (注) 1. 監査役福島善三郎および岡崎和美は、社外監査役であります。
2. 監査役福島善三郎は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役岡崎和美は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しております。

(2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	7	230
監 査 役	4	48
合 計	11	278

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額79百万円は含まれておりません。
3. 上記のうち社外監査役に対する報酬等に係る人数および額は2名10百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社 外 監 査 役	福 島 善 三 郎	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、また、監査役会7回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	岡 崎 和 美	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、また、監査役会7回のうち全回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 47百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 86百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成における指導・助言および主要な子会社の経営管理組織に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役、執行役員および従業員の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 法令、定款、社内規程等の遵守状況については、内部監査室が計画的に監査を行い、内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告するものとします。なお、遵守状況につき改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ③ 法令遵守体制の実効性を確保するために、社内通報制度（ヘルプ・ハッチ）を制定しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、文書管理規程を制定し、取締役会議事録、稟議書その他の重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下併せて文書という）に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。

- ② 取締役会において、3事業年度を対象とする中期経営計画および通期・半期の各部門等の予算を策定するとともに、その進捗状況・執行状況を確認しています。中期経営計画に基づいて、各部門・子会社等は年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会において半期ごとに進捗状況の確認とそれに応じた見直しを行っています。また、経営戦略検討会を設け、機関決定をするには機が熟さない早期の段階において、自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の決定事項の内で重要なものについて審議を行うこととしています。
- ④ 伊万里事業所等で行われている業務改善運動、計画的かつ優先順位を考慮したIT化の推進などを通じて、コストダウン、生産性の向上、業務の効率化を図っています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および補助使用人の取締役からの独立性に関する体制

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとします。また、補助使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役会の意見を求め、それを尊重するものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会のほか、執行役員会、部長会などについては常勤監査役が構成員となることにより、取締役等から監査役に対する状況等の報告かつ報告に対する監査役の意見聴取の機会を設ける体制をとっています。
- ② 取締役は会社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役会に報告するものといたします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① (6)の①記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設けており、監査役の監査を実効的に行うことができるようにしています。
- ② 監査役は何時でも、代表取締役社長その他の取締役・執行役員および従業員に対して質疑応答その他意見交換を行うことができます。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携するものとし、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。

(8) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制委員会と各子会社を担当する取締役または執行役員が協力しつつ、指導、支援、監督することにより、各社の業態、業容および特性等に応じた内部統制システムを整備し、改善に努めます。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取組み

当企業集団は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間の中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として、過去に経験したことのない急速で激しい変化に敏速に対応するため、当企業集団の適応力の強化を急いでおります。新しい発想で事業環境の劇的な変化に挑戦し、「新たな発展」「新たな進化」を目指して、邁進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの構築およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場合で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場合でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることでできることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社間に取引関係その他利害関係はありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成23年5月13日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>)

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について
- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
 - ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
(ア)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
(イ)株主意思を重視するものであること
(ウ)独立委員会による判断の重視と情報開示
(エ)合理的な客観的要件の設定
(オ)第三者専門家の意見の取得
(カ)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	123,427,923	流 動 負 債	98,633,145
現金及び預金	45,523,688	支払手形及び買掛金	22,870,047
受取手形及び売掛金	24,044,142	短期借入金	4,524,914
有価証券	40,043,227	リース債務	125,051
商品及び製品	1,427,433	前受金	63,025,118
仕掛品	4,892,482	保証工事引当金	639,034
原材料及び貯蔵品	1,054,528	工事損失引当金	3,401,879
前渡金	2,702,984	役員賞与引当金	62,400
繰延税金資産	2,231,462	設備関係支払手形	362,477
その他の	1,553,911	その他	3,622,225
貸倒引当金	△45,934	固 定 負 債	16,028,036
固 定 資 産	38,876,139	長期借入金	10,455,188
(有形固定資産)	(31,945,790)	リース債務	376,817
建物及び構築物	12,527,044	繰延税金負債	407,538
ドック船台	1,661,634	退職給付引当金	3,431,078
機械装置及び運搬具	6,281,474	役員退職慰労引当金	81,383
船舶	1,142,515	特別修繕引当金	52,858
工具器具備品	785,152	資産除去債務	517,374
土地	9,181,456	その他	705,800
リース資産	241,619	負 債 合 計	114,661,181
建設仮勘定	124,896	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(928,593)	株 主 資 本	46,717,505
のれん	308,533	資本金	8,083,425
ソフトウェア	356,947	資本剰余金	9,615,702
リース資産	198,024	利益剰余金	29,061,312
電話加入権	16,745	自己株式	△42,934
その他	48,344	その他の包括利益累計額	△112,256
(投資その他の資産)	(6,001,756)	その他有価証券評価差額金	18,773
投資有価証券	4,780,951	繰延ヘッジ損益	△9,885
長期貸付金	58,479	為替換算調整勘定	△121,144
繰延税金資産	253,948	新株予約権	88,227
その他の	1,173,051	少数株主持分	949,405
貸倒引当金	△264,673	純 資 産 合 計	47,642,881
資 産 合 計	162,304,062	負 債 ・ 純 資 産 合 計	162,304,062

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		122,633,203
売上原価		103,458,178
売上総利益		19,175,025
販売費及び一般管理費		7,497,614
営業利益		11,677,411
営業外収益		
受取利息及び配当金	169,738	
持分法による投資利益	2,788	
雇用調整助成金	9,337	
その他の	128,490	310,353
営業外費用		
支払利息	350,280	
固定資産除売却損	308,402	
為替差損	192,683	
その他の	87,202	938,567
経常利益		11,049,197
特別利益		
企業立地助成金	300,000	300,000
特別損失		
投資有価証券評価損	1,248,509	
減損	116,354	
災害による損失	35,545	1,400,408
税金等調整前当期純利益		9,948,789
法人税、住民税及び事業税	2,417,305	
法人税等調整額	1,635,382	4,052,687
少数株主損益調整前当期純利益		5,896,102
少数株主利益		255,686
当期純利益		5,640,416

連結株主資本等変動計算書

（自 平成23年 4月 1日）
（至 平成24年 3月 31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,083,425	9,615,702	24,000,441	△42,890	41,656,678
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△579,545		△579,545
当期純利益			5,640,416		5,640,416
自己株式の取得				△44	△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,060,871	△44	5,060,827
当連結会計年度末残高	8,083,425	9,615,702	29,061,312	△42,934	46,717,505

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少 数 株 主 持	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△771,257	△11,210	△76,960	△859,427	71,925	700,005	41,569,181
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△579,545
当期純利益							5,640,416
自己株式の取得							△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	790,030	1,325	△44,184	747,171	16,302	249,400	1,012,873
連結会計年度中の変動額合計	790,030	1,325	△44,184	747,171	16,302	249,400	6,073,700
当連結会計年度末残高	18,773	△9,885	△121,144	△112,256	88,227	949,405	47,642,881

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	109,465,232	流動負債	89,378,180
現金及び預金	35,391,421	支払手形	3,907,134
受取手形	3,000	買掛金	14,323,698
売掛金	19,056,387	短期借入金	3,258,000
有価証券	39,993,240	リース負債	27,544
仕掛品	1,706,244	未払金	909,301
原材料及び貯蔵品	396,070	未払費用	1,680,772
前払費用	5,111,489	前受金	60,876,079
繰延税金資産	101,376	預り金	185,212
未収収益	1,831,644	保証工事引当金	781,562
短期貸付	1,734	工事損失引当金	3,071,000
未収入金	2,575,000	役員賞与引当金	51,000
未収消費税	2,236,450	設備関係支払手形	291,000
その他の貸倒引当金	1,060,255	デリバティブ負債	15,878
	24,922	固定負債	9,723,911
	△24,000	長期借入金	6,292,000
固定資産	31,879,396	リース負債	66,783
(有形固定資産)	(18,247,666)	繰延税金負債	218,542
建物	6,041,082	退職給付引当金	1,807,703
構築物	2,990,509	資産除去負債	480,459
ドック	430,867	その他	858,424
機械装置	3,805,925	負債合計	99,102,091
船舶	0	(純資産の部)	
車両運搬具	296,905	株主資本	42,145,664
工具器具備品	655,715	資本金	8,083,425
土地	3,939,403	資本剰余金	9,556,069
リース資産	87,260	資本準備金	9,556,069
(無形固定資産)	(334,672)	利益剰余金	24,545,324
ソフトウェア	330,766	利益準備金	246,600
その他	3,906	その他利益剰余金	24,298,724
(投資その他の資産)	(13,297,058)	配当準備積立金	122,000
投資有価証券	4,307,602	特別償却準備金	121,179
関係会社株	6,187,515	固定資産圧縮積立金	141,995
出資	100	別途積立金	2,000,000
長期貸付	2,316,000	繰越利益剰余金	21,913,550
長期前払費用	8,488	自己株	△39,154
その他の貸倒引当金	489,353	評価・換算差額等	8,646
	△12,000	その他有価証券評価差額金	18,531
		繰延ヘッジ損益	△9,885
		新株予約権	88,227
資産合計	141,344,628	純資産合計	42,242,537
		負債・純資産合計	141,344,628

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		104,521,360
売 上 原 価		92,490,616
売 上 総 利 益		12,030,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,270,449
営 業 利 益		8,760,295
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	403,580	
セ メ ン ト 船 損 害 賠 償 金	275,420	
そ の 他	22,303	701,303
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	224,941	
固 定 資 産 除 売 却 損	308,056	
為 替 差 損	61,498	
そ の 他	63,177	657,672
経 常 利 益		8,803,926
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,243,825	1,243,825
税 引 前 当 期 純 利 益		7,560,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,195,107	
法 人 税 等 調 整 額	1,054,345	3,249,452
当 期 純 利 益		4,310,649

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	8,083,425	9,556,069	9,556,069	246,600
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
特別償却準備金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,083,425	9,556,069	9,556,069	246,600

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122,000	125,960	167,401	2,000,000	18,152,259	20,814,220
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△579,545	△579,545
特別償却準備金の取崩		△39,492			39,492	—
特別償却準備金の積立		34,711			△34,711	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△25,406		25,406	—
当 期 純 利 益					4,310,649	4,310,649
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	△4,781	△25,406	—	3,761,291	3,731,104
当 期 末 残 高	122,000	121,179	141,995	2,000,000	21,913,550	24,545,324

(単位:千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△39,109	38,414,605	△779,078	△11,210	△790,288	71,925	37,696,242
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△579,545					△579,545
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 利 益		4,310,649					4,310,649
自己株式の取得	△45	△45					△45
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			797,609	1,325	798,934	16,302	815,236
当期中の変動額合計	△45	3,731,059	797,609	1,325	798,934	16,302	4,546,295
当 期 末 残 高	△39,154	42,145,664	18,531	△9,885	8,646	88,227	42,242,537

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 茂 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田 茂 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針および取り組みについては（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組み）取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務を適正に行うことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 小西 壮二郎 (印)

常勤監査役 川口 眞宏 (印)

監査役 福島 善三郎 (印)

監査役 岡崎 和美 (印)

(注) 監査役 福島善三郎および監査役 岡崎和美は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、中核事業であります新造船事業を取り巻く環境は益々厳しくなっておりますが、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額434,657,592円

(なお、中間配当金(当社普通株式1株につき金5円)を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき前期と同額の金14円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 北村猪之進、吉岡修三、池田幹範および土井敏次の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	よし おか しゅう ぞう 吉岡修三 (昭和25年12月19日生)	昭和48年10月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長 平成18年4月 当社執行役員船舶海洋事業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 平成22年6月 当社代表取締役専務伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 平成23年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長 平成24年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌 現在に至る (重要な兼職の状況) ●函館どつく株式会社 取締役	20,000株
2	いけ だ みき のり 池田幹範 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 丸紅株式会社入社 平成7年4月 同社船舶部部长代理 平成11年10月 当社入社 平成16年6月 当社取締役船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 平成17年6月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 平成18年4月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 平成18年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●ユニタイシップヤードアンドエンジニアリング社 取締役	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	と い と し つ ぐ 土 井 敏 次 (昭和24年11月27日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱 東京UFJ銀行) 入行 平成7年4月 同行今里支店長 平成12年4月 同行公共法人部推進役 平成12年7月 当社入社 平成14年6月 当社取締役環境システム事業部長 平成17年6月 当社取締役執行役員環境システム事 業部長 平成20年4月 当社取締役執行役員経營業務本部長 付関係会社管理担当役員兼鉄構事業 部長付環境システム担当役員 平成21年4月 当社取締役執行役員経營業務本部長 付関係会社管理担当役員 平成22年4月 当社取締役常務執行役員鉄構事業部 長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員経營業務本 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●オリイメック株式会社 社外監査役 ●名和産業株式会社 代表取締役会長	39,200株
4	※ や ま さ き と も ゆ き 山 崎 知 幸 (昭和24年12月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社船舶海洋事業部基本設計部長 平成18年4月 当社執行役員船舶海洋事業部設計本 部長 平成22年4月 当社常務執行役員船舶海洋事業部設 計本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●函館どつく株式会社 取締役 ●ユニタイシップヤードアンドエン ジニアリング社 取締役	6,600株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任候補者であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 小西壮二郎、福島善三郎および岡崎和美の3名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	こにし そうじろう 小西 壮二郎 (昭和18年8月27日生)	昭和42年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役経營業務本部副本部長兼副本社長 平成15年6月 当社取締役経營業務本部長兼副本社長 平成16年6月 当社常勤監査役 現在に至る	57,900株
2	おか さき かず よし 岡崎 和美 (昭和23年2月28日生)	昭和45年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成9年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員 平成14年1月 株式会社UFJ銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 専務執行役員 平成14年5月 同行副頭取執行役員 平成14年6月 同行代表取締役副頭取執行役員 平成16年5月 同行副頭取執行役員(平成16年6月退任) 平成22年6月 当社監査役 現在に至る	—
3	※ あら き まさる 荒木 勝 (昭和27年3月19日生)	昭和51年8月 監査法人中央会計事務所入所 昭和55年9月 公認会計士登録 平成16年2月 荒木公認会計士事務所設立 現在に至る (重要な兼職の状況) ●株式会社梅の花 社外監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 岡崎和美氏および荒木勝氏は社外監査役候補者であります。なお、岡崎和美氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 岡崎和美氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有し、これまでも当社社外監査役の職務を適切に遂行され、今後もこれを期待できるものと判断したためであります。
4. 荒木勝氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。また、同氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
5. ※印は、新任候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ やま もと のり お 山本 紀夫 (昭和27年6月29日生)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立 平成7年4月 山本法律事務所設立 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 山本紀夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。また、同氏が監査役に就任された場合は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
 4. ※印は、新任候補者であります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額および内容改定の件

当社は、平成24年3月28日の当社取締役会の決議により、経営改革の一環として執行役員報酬体系の見直しを行い、従業員の定年年齢基準日以降の在任期間に対する執行役員の退職金支給を行わないこととする一方、執行役員報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的に、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入することとしました。

これに伴い、平成20年6月26日開催の第109回定時株主総会においてご決議いただいた、報酬額を年額12,000万円以内、その内容を後記のとおりとする取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションについて、執行役員を含む使用人を兼務する取締役の使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まないものとしたたく、ご承認をお願いするものであります。当該報酬額は、新株予約権の割当てに際して決定する新株予約権1個当たりの払込金額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。また、現在の取締役は7名（執行役員を兼務する者は3名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（執行役員を兼務する者は4名）となります。

記

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

取締役（社外取締役を除く）については当社普通株式95,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

ただし、下記(2)に定める付与株式数（(2)に定義する。）の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）については950個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

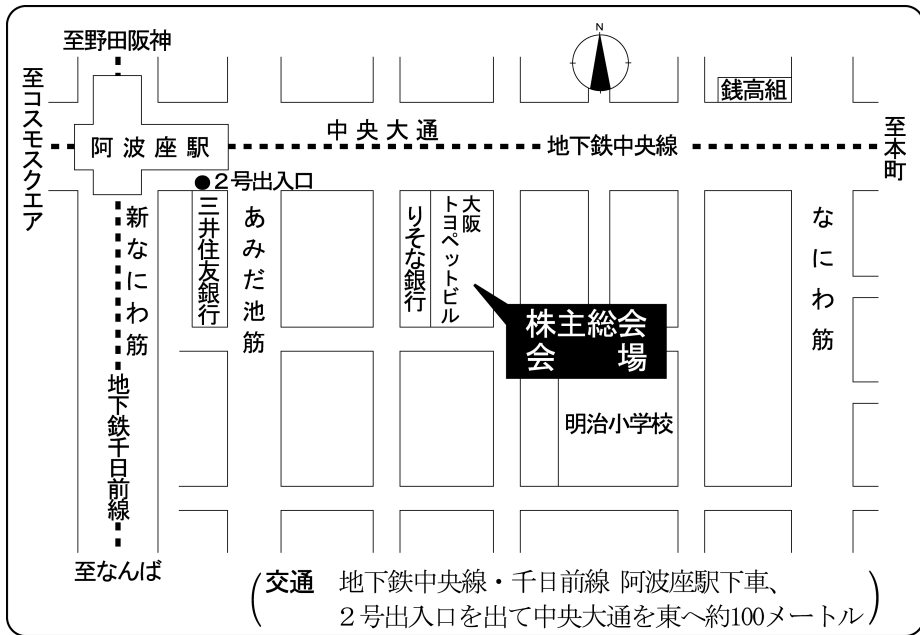
(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。